

改正建築士法が成立

設計・監理業の適正化へ

日本建築士事務所協会連合会（日事連・三栖邦博会長）、日本建築士会連合会（三井所清典会長）、日本建築家協会（JIA・芦原太郎会長）の共同提案を踏まえ、議員立法で国会に提出された建築士法改正案が20日夕刻、参院本会議で採択され、可決・成立した。書面による業務契約の締結義務化など、設計・監理業務の適正化を旨とした3会の提案が改正法により実現することになる。

積が300平方メートルを超える建築物の設計を対象に、書面での契約が義務化される。このほか、▽一括再委託の禁止▽適正な代価での契約締結の責務（国土交通大臣の定め

る報酬規準に準拠）▽管理建築士の責務の明確化▽建築士免許証提示の義務化▽建築設備士の役割の明確化▽建築士事務所登録基準の強化などを規定している。

建築士事務所の責務を再認識

日事連・三栖会長がコメント

日事連、士会連合会、建築家協会の設計3会で議論し合意に至った「建築物の設計・工事監理の



日事連・三栖会長

業の適正化及び建築主等への情報開示の充実に関する共同提案」が、他の建築関連団体の賛同を得て、「建築士法の一部を

改正する法律案」として法案化され、今般、議員立法での成立を見たことは喜ばしい限りでありま

す。法案成立に「尽力」を協力をいただいた自民党建築設計議員連盟をはじめ、国会議員の先生方、国土交通省、関係団体の皆様に厚く御礼申し上げます。

成熟化社会に向かう今日、安全・安心が確保された良質で持続可能な建築やまちづくりを進めるうえで、設計・工事監理の果たす役割は大きく、設計・工事監理業務を委託する建築主と受託する建築士事務所の双方が誠意と信頼に基づき協力し、社会的責務を果たすことが益々重視され、この法改正はそのための基盤づくりと言えるもので

す。建築士法が専門家中心の法律から建築やまちづくりにかかわるすべての国民の法律へと再生されるこの改正を新たな出発点として、設計・工事監理業を営む建築士事務所が果たすべき責務を再認識し、国民の信頼と負託に応えるとともに、国民が真の豊かさを享受できる社会の実現を目指してまいります。